

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ウオロク北山店
所在地 長岡市北山3丁目5番1号
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 駐輪場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 荷さばき施設の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
容量 32.5㎡
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
容量 22.0㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 来客者が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
 - ・ 駐車場 1
午前7時30分から午後12時00分
(変更後)
 - ・ 駐車場 1
午前7時30分から午後12時00分
 - ・ 駐車場 2
午前7時30分から午後8時30分
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 数 4箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)
 - ・ 荷さばき施設 1
午前6時00分から午後3時00分
(変更後)
 - ・ 荷さばき施設 1
午前6時00分から午後9時00分
 - ・ 荷さばき施設 2
午前6時00分から午後9時00分

- 3 変更年月日
令和3年1月8日
- 4 変更の理由
建物の老朽化に伴う改築と未利用な土地の有効活用を図り、来客者の利便性の確保を図るため。
- 5 届出年月日
令和2年5月7日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年5月19日から令和2年9月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp